

空き家



所有されていませんか？

令和の時代の空き家事情

様々な事情で増え続けている「空き家」。岡山県でも年々増加しており「平成30年住宅・土地統計調査」によると空き家率は15.6%。全国平均より上回っています(全国平均13.6%)。そんな増え続ける空き家に対し適切な対応求めた法律が「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家等対策特別措置法)」です。空き家の増加が続く状況を踏まえ令和5年に改正が行われ空き家の持ち主には、より適切な対応が求められるようになりました。今回はそんな最近の空き家事情をご紹介します。



POINT 法の改正により特定空家に加えて管理不全家屋も自治体からの指導・勧告の対象になりました。



空き家は身近な問題です

あなたも空き家の持ち主になるかもしれません。



実家を相続した

ひとり暮らしの親が介護施設に入所



空き家発生！

- 解体費用が心配
- 家財・荷物の片付けが大変
- 将来家族・親族が使うかも

時間・費用・手間

色々なことを理由に放置されることが多い

空き家の段階



健全な状態



ボロボロ

管理不全空家

適切な管理が行われておらず、放置が続くと特定空家になる恐れがある空き家



さらにボロボロ

特定空家

放置が続くと周囲に危険を及ぼしたり衛生上有害になったり、景観を損なったりする恐れのある空き家

指導 勧告 の対象になります ※

空き家のある市区町村から、「管理不全空家」「特定空家」として指導を受け、従わずに「勧告」をうけると**固定資産税の軽減措置(住宅用地特例)が受けられなくなり、その場合固定資産税が増額する可能性があります。**

※行政指導・処分の段階:「助言・指導」→「勧告」→「命令」→「代執行」。例えば「代執行」では取り壊されることもあります(費用は所有者負担)。



空き家を放置するとどうなるの？

行政指導・命令だけじゃない。あなただけの問題では済まされない危険がいっぱい。

外壁落下



ねずみ被害



景観の悪化



火災



不法侵入



木々のはみ出し



特定空家や管理不全空家に指定されないためには「空き家活用」がおすすめ!

売却・更地にする

古家付から解体して更地でご売却されました

リ・ライフは解体工事もやっています!



AFTER

リフォーム・リノベーションを実施

リフォーム・リノベーションしてお気に入りのご自宅に



AFTER

●岡山市では特定空家等に関する補助金「空家等適正管理支援事業(除却)」が始まります。詳しくはお問い合わせください。

空き家売却・リフォーム・リノベーションは、リ・ライフプロデュースにおまかせください

査定・お見積は無料です